

令和 2 年度
教育委員会が行う政策等の評価に関する
実 施 計 画

目 次

第一 政策等の評価の実施に関する考え方	1
第二 政策評価の実施について	2
第三 施策評価の実施について	4
第四 事業評価の実施について	6
一 事業評価の対象及び種類	6
二 目的設定	6
三 継続事業の指標及び目標値の見直し	8
四 中間評価	8
五 事後評価	1 1
第五 政策等の評価結果等の公表について	1 4
第六 その他政策等の評価の実施に関し必要な事項について	1 4
教育委員会が行う政策等の評価に関する調書	1 5
スケジュール及び作業手順	3 2

第一 政策等の評価の実施に関する考え方

1 政策等の評価の位置付け

- 少子化、超高齢化、グローバル化など社会経済情勢が激しく変化する中で、住民が行政に求めるサービスは多様化しており、施策事業を適切に選択し、限られた財源で一層効果的で効率的な行政を展開していく必要がある。
- 地方分権の進展に伴い、地方公共団体においては、自己決定、自己責任に基づく政策の推進が求められ、また、特色ある豊かな地域を築いていくためには、NPO等民間団体や地域住民とのパートナーシップの下、地域の事情に即した施策事業を展開していくことが必要となっている。このため、職員の政策形成能力の向上を図るとともに、住民の積極的な参画による行政を進めていく上で、行政による説明責任の徹底を図っていくことが必要である。
- こうしたことから、「成果を重視した効率的な県政の推進」や「県民への説明責任の徹底」を目的とする政策等評価の果たす役割は重要である。「企画・立案（plan）－実施（do）－評価（check）－改善（action）」の一連のマネジメントサイクルの中で政策等の評価を適切に実施し、その結果を次の政策形成や事業の改善に反映させることで、教育行政の着実な推進を図る。

2 重点的に取り組む事項

（１）適切な評価の実施と有効活用

- 政策等の評価に当たっては、時代の変化や社会経済情勢、県民ニーズを的確に把握し、適切かつ厳格に実施する。併せて、推進上の課題など、評価を通じて得られた情報を政策等の企画立案や見直し、予算編成に積極的に反映・活用させるものとする。

（２）評価制度の改善

- より客観的で分かりやすい評価とするため、評価の観点や基準の見直しを図るなど、評価手法の不断の改善に努める。

（３）評価に関する情報提供の充実

- 政策評価制度は、県民に対し、県教育委員会の取組を説明していく機会としても重要な意味を持つことから、県民に関心をもってもらえるような公表や広報に努める。

第二 政策評価の実施について

政策評価は企画振興部長が実施することから、以下の「1 目的」以降の記載内容は、「令和2年度知事が行う政策等の評価に関する実施計画」の「第二 政策評価の実施について」を転記したものである。

なお、教育委員会は、所管する政策の「政策評価調書」の「6 課題と今後の対応方針」の「今後の対応方針」について記載するほか、政策評価の結果を「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」の進行管理など、政策の効果的な推進に活用するものとする。

1 目的

政策評価は、政策の推進途上において、政策の推進状況や推進上の課題の抽出、今後の推進方向など、政策の効果的な推進を図るための情報を提供することを目的として実施する。

2 対象

政策評価は、「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」の6つの戦略を対象として実施する。

3 実施主体

政策評価は、企画振興部長が実施する。

4 観点及び評価項目

別表1により、定量的評価（各施策の評価結果）と定性的評価（施策の推進状況等）の関係性を明らかにした上で、総合的な観点から実施する。

5 県民意見を取り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

「県民意識調査」の結果により、政策の推進上の課題に関する県民意識を把握し、政策評価に反映させるものとする。

6 実施の時期

企画振興部長は、7月22日までに政策評価を実施する。

7 評価調書

政策評価に用いる評価調書は、別紙様式1「政策評価調書」とする。

8 評価結果の活用

教育委員会及び企画振興部長は、政策評価の結果を「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく政策の効果的な推進に活用するものとする。

（別表１）政策評価における評語の決定方法

（１）定量的評価

戦略ごとに、施策の評価結果の平均点から定量的に判定する。

施策評価結果の配点 A：４点、Ｂ：３点、Ｃ：２点、Ｄ：１点、Ｅ：０点	
「Ａ」	平均点が４点
「Ｂ」	平均点が３点以上４点未満
「Ｃ」	平均点が２点以上３点未満
「Ｄ」	平均点が１点以上２点未満
「Ｅ」	平均点が１点未満

（２）定性的評価

施策の推進状況等（社会経済状況等を踏まえた場合に特に考慮する必要がある施策の取組状況とその成果など）から定性的に判定する。

（３）総合評価

評価結果	判定方法
「Ａ」	定量的評価を踏まえた上で、定性的評価を考慮して、総合的な観点から戦略を評価する。
「Ｂ」	
「Ｃ」	
「Ｄ」	
「Ｅ」	

第三 施策評価の実施について

1 目的

施策評価は、施策の推進途上において、施策の推進状況や推進上の課題の抽出、今後の推進方向など、施策の効果的な推進を図るための情報を提供することを目的として実施する。

2 対象

施策評価は、「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」の重点戦略に掲げる34の施策と基本政策に掲げる9の施策から成る政策・施策体系上に掲げる43の施策のうち、教育委員会が所管する次の各号に掲げる施策を対象として実施する。

- 一 自らの未来を主体的に切り拓き、秋田を支える気概に満ちた人材の育成
- 二 子ども一人一人に応じた教育の充実と確かな学力の定着
- 三 世界で活躍できるグローバル人材の育成
- 四 豊かな人間性と健やかな体の育成
- 五 子どもの成長を支える魅力的で良質な学びの場づくり
- 六 地域を元気にする住民参加の学びの場と芸術・文化に親しむ機会の提供

3 実施主体

施策評価は、教育委員会が実施する。ただし、評価の実施状況及び評価結果については、企画振興部長が事前確認を行えるものとする。

4 観点及び効果の把握（評語（A～E）の決定）

別表2により、定量的評価（代表指標の達成状況）と定性的評価（施策の取組状況とその結果、外的要因等）の関係性を明らかにした上で、総合的な観点から実施する。

5 県民意見を取り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

「県民意識調査」の結果により、施策の推進上の課題に関する県民意識を把握し、施策評価に反映させるものとする。

6 実施の時期

教育委員会は、7月の教育委員会会議において施策評価を実施する。

7 評価調書

施策評価に用いる評価調書は、別紙様式2「施策評価調書」とする。

8 評価結果の活用

教育委員会及び企画振興部長は、施策評価の結果を、「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく施策の効果的な推進に活用するものとする。

（別表２）施策評価における評語の決定方法

（１）定量的評価

施策の代表指標の達成状況から定量的に判定する。

【代表指標の達成率の判定基準】

実績値 ≥ 現状値	a	達成率 ≥ 100%
	b	100% > 達成率 ≥ 90%
	c	90% > 達成率 ≥ 80%
	d	80% > 達成率
現状値 > 実績値	d	実績値が前年度より改善
	e	実績値が前年度より悪化
実績値が未判明	n	実績値が未判明

※現状値：第３期ふるさと秋田元気創造プランの「４ 施策の数値目標」における現状値

【定量的評価の判定基準】

評価結果	判定基準
「A」	代表指標が全て「a」
「B」	代表指標に「b」があり、「c」以下がない
「C」	代表指標に「c」があり、「d」以下がない
「D」	代表指標に「d」、「e」を含む ただし、「E」、「N」に該当するものを除く
「E」	代表指標が全て「e」
「N」	代表指標に「n」を含む

（２）定性的評価

成果指標・業績指標の達成状況を踏まえた上で、施策の取組状況とその成果、外的要因等から定性的に判定する。

なお、代表指標が未判明の場合は、中間動向等を参考にしつつ、上記の方法により判定する。

（３）総合評価

評価結果	判定方法
「A」	定量的評価を踏まえた上で、定性的評価を考慮して、総合的な観点から施策を評価する。
「B」	
「C」	
「D」	
「E」	

第四 事業評価の実施について

一 事業評価の対象及び種類

1 事業評価の対象

事業評価は、政策及び施策を推進するために実施する予算事業（以下「政策経費事業」という。）を対象として実施する。

2 事業評価の種類

事業評価の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 目的設定
- 二 中間評価
- 三 事後評価

二 目的設定

1 目的設定の目的

事業の企画立案や実施に当たり、事業課題を明確化させ、事業実施の必要性や手段の妥当性を考察するとともに、事業実施により達成すべき状態（指標及び目標値）を明らかにするため、目的設定表を作成する。

2 目的設定表作成の対象

目的設定表は、令和2年度補正予算及び令和3年度当初予算に新たに予算要求しようとする新規事業であって、政策経費事業を対象とし、予算見積書を単位として作成する。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業を除く。

- 一 災害復旧事業及び災害復旧に関連する事業
- 二 県有施設の維持修繕事業（老朽化や故障等により当初の施設機能を維持又は原状回復するため実施する必要のある事業）及び解体撤去のみの事業
- 三 受託事業や交付金事業で県負担を伴わない事業や法律により実施が定められている事務で、県の政策関与が生じない事業（例えば、委託調査事業、国保関係事業）
- 四 教育委員会内部の組織機構等の管理運営に関する事務で、総事業費が1億円未満の事業（例えば、システム構築事業など）
- 五 基金積立事業などの他会計繰出金

3 目的設定表の作成主体

目的設定表は、評価対象新規事業を所管する課長（以下「新規事業所管課長」という。）が作成する。

4 事業の実施に当たっての考察

（1）必要性の考察

目的設定表において、事業の実施が、真に課題を解決するものか、住民ニーズや上位目的に照らして妥当性を有しているか、県が関与する必要があるかの観点から事業実施の必要性を考察する。

- (2) 有効性の考察
目的設定表において、事業の実施が、目的及び指標を達成するために最も適切な事業であるかを考察する。

5 事業の効果の把握

- (1) 効果の把握の方法
目的設定表においては、事業の効果を測定するための指標及び年度毎の目標値を設定し、その妥当性について自ら点検することにより、当該事業の効果（見込まれる効果を含む。）を把握するものとする。ただし、指標の設定が困難な場合は、事業対象者の満足度や行動量を予測するなどの方法により、効果を把握する。
- (2) 指標の設定等に関する事項
事業の効果を測定するための指標は、事業の目的を的確に表しているレベルの指標であるとともに、事業の成果を定量的に把握する成果指標を基本とする。
目標値の設定に当たっては、努力すれば達成可能で、ある程度の困難な目標値であるものを妥当とする。
また、施設整備事業については、当該施設の効果が発揮される施設整備後の目標を設定する。
- (3) 効果の把握の方法等の明示
効果の把握の方法や効果の把握に用いるデータ等の出典、効果の把握の時期については、目的設定表において明らかにする。

6 県民意見を取り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

事業の企画立案に当たり、アンケート調査や各種委員会、審議会等における意見・提言、事業対象者とのヒアリング等により住民ニーズを把握し、これを必要性の観点からの評価に反映させるものとする。

7 目的設定表の作成の時期

新規事業所管課長は、総務課長が別に通知する日までに作成する。

8 目的設定表

- (1) 目的設定表の様式
目的設定表は、別紙様式3「目的設定表」とする。
- (2) 目的設定表の点検
総務課長は、新規事業所管課長が作成した目的設定表を点検し、必要に応じ助言を行う。
- (3) 目的設定表の修正
目的設定表は、予算調整の状況に応じ修正する。
- (4) 指標及び年度毎の目標値の審査点検
総務課長は、指標及び年度毎の目標値の妥当性について審査点検を実施する。
この場合において、総務課長は必要に応じ、ヒアリングを実施することができる。

9 目的設定表の活用

新規事業所管課長は、目的設定表を予算要求における説明資料や事業実施のための資料として活用し、教育委員会、総合政策課長及び財政課長は、予算編成や政策・施策評価の検討資料として活用するものとする。

三 継続事業の指標及び目標値の見直し

1 指標及び目標値の見直しについて

継続事業について、目的設定表において定めた指標及び目標値が社会情勢等の変化により妥当性を欠くものとなった場合は、当該継続事業の所管課長が総務課長に協議した上で見直すことができるものとする。

2 見直しに係る協議の手続について

指標及び目標値の見直しに係る協議は、当該継続事業を所管する課長が、次の事項を記載した書面を総務課長に提出することで行う。

- 一 当該継続事業の名称
- 二 現行及び見直し後の指標及び目標値
- 三 見直しを行う理由

四 中間評価

1 中間評価の目的

中間評価は、継続事業について、当該事業の見直しや改善を図り、より効果的かつ効率的な事業推進のための課題と推進方向を示すことを目的として実施する。

2 中間評価の対象

中間評価は、令和2年度の当初予算に計上されている継続事業であって、政策予算に係る事業を対象とし、予算見積書を単位として実施する。ただし、目的設定の対象外事業及び次に各号のいずれかに該当する事業を除く。

- 一 「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に掲げる重点戦略及び基本政策に位置付けられていないもの
 - 二 前年度の年間事業費（決算額）が300万円未満のもの
- ただし、一及び二については、目標値に対する達成率が80%未満の事業（指標が複数ある場合は、一つでも80%未満の事業）又は総務課長が特に必要と認める事業は、当該年度の中間評価の対象とする。
- 三 その他
 - ア 計画事業費が10億円未満の基盤・施設整備事業（当該事業に係る調査・設計を含む。）
 - イ 決定済みの補助金交付事業（利子補給金等）
 - ウ 計画策定事業、調査・統計事業

3 中間評価の実施主体

評価対象継続事業を所管する課長（以下「継続事業所管課長」という。）が実施する。ただし、総務課長は、評価結果を確認し、必要に応じ、継続事業所管課長と事業の改善等について協議することができる。

4 中間評価の観点及び評価項目

中間評価は、必要性、有効性及び効率性の観点からの評価を踏まえ、総合的に実施する。

- 一 「必要性の観点からの評価」は、次の評価項目から、別表3（1）に定める基準に基づき実施する。
 - ア 現状の課題に照らした妥当性
 - イ 住民ニーズに照らした妥当性
 - ウ 県関与の妥当性
- 二 「有効性の観点からの評価」は、事業目標の達成状況から、別表3（1）に定める基準に基づき実施する。
- 三 「効率性の観点からの評価」は、コスト縮減の取組状況から、別表3（1）に定める基準に基づき実施する。
- 四 「総合評価」は、前3号の評価結果を踏まえ、別表3（2）に定める基準に基づき総合的に実施する。

5 事業の効果の把握

- （1）効果の把握方法
中間評価においては、事業の効果を測定するために設定された指標の目標の達成状況を把握することにより、当該事業の効果を把握する。ただし、指標が設定されていない事業にあっては、事業対象者の満足度や行動量の実績を把握することなどによりその効果を把握する。
- （2）効果の把握の方法等の明示
効果の把握の方法や効果の把握に用いたデータ等の出典、効果の把握の時期について評価調書に明らかにする。

6 県民意見を取り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

事業の推進途上において、アンケート調査や各種委員会、審議会等における意見・提言、事業対象者とのヒアリング等により住民ニーズを継続的に把握し、必要性の観点からの評価に反映させるものとする。

7 中間評価の実施の時期

継続事業所管課長は、5月20日までに評価を実施する。

8 評価調書

- （1）評価調書の様式
中間評価に用いる評価調書は、別紙様式4「継続事業中間評価調書」とする。
- （2）評価調書の点検等
総務課長は、継続事業所管課長が作成した継続事業中間評価調書を点検し、必要に応じて助言を行う。

9 中間評価結果の反映

継続事業所管課長は、評価結果を、事業内容や事業量の見直し及び予算要求に当たっての事業の優先度の判定等に反映させるものとする。

10 中間評価結果の活用

継続事業所管課長は、中間評価調書を予算要求における説明資料として活用し、教育委員会、総合政策課長及び財政課長は、予算編成や政策・施策評価の検討資料として活用するものとする。

(別表3) 中間評価の基準

(1) 各評価項目の判定基準

観点	評価項目	判定基準	配点	評価結果
ア 必要性	一 現状の課題に照らした妥当性	a 事業の目的が外部環境の変化や事業推進上の課題に適切に対応している	2	A : 必要性は高い (6点) B : 必要性はある (県関与の妥当性がaかbで3~5点) C : 必要性は低い (上記以外)
		b 事業の目的が外部環境の変化や事業推進上の課題にある程度(一部)対応している	1	
		c 事業の目的が現状の課題に対応していない	0	
	二 住民ニーズに照らした妥当性	a 住民ニーズが増大している	2	
		b 住民ニーズが横ばいである	1	
		c 住民ニーズを把握していない又は住民ニーズが減少している	0	
	三 県関与の妥当性	a 法令・条例上の義務がある、又は内部管理事務である及び県でなければ実施できない理由がある	2	
		b 民間・市町村で実施可能であるが県が関与する理由がある	1	
		c 県が関与する理由がない	0	
イ 有効性	一 事業目標の達成状況	a 目標値に対する達成率が全て100%以上	2	A : 有効性は高い (2点) B : 有効性はある (1点) C : 有効性は低い (0点)
		b a、c以外の場合	1	
		c 目標値に対する達成率のいずれか一つが80%未満	0	
ウ 効率性	一 コスト削減のための取組状況	a コスト削減の効果が客観的で効果の発現が大きい	2	A : 効率性は高い (2点) B : 効率性はある (1点) C : 効率性は低い (0点)
		b コスト削減に取り組んでいる	1	
		c コスト削減に取り組んでいない	0	

(2) 総合評価の判定基準

評価結果	判定基準
A 継続	全ての観点の評価結果が「A」又は「B」判定の場合
B 改善して継続	各観点のいずれかの評価結果が「C」判定の場合
C 見直し	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合
D 休廃止	全ての観点の全ての評価項目が「C」判定の場合
E 終了	事業期間が終了する場合

五 事後評価

1 事後評価の目的

事後評価は、事業終了後に、事業目的の達成状況を把握し、類似事業の企画立案のほか、当該事業により整備された施設等にあっては効果的・効率的な利活用に有用な情報を提供することを目的として実施する。

2 事後評価の対象

事後評価は、次の各号のいずれかに該当する事業を対象として実施する。
ただし、事業評価（目的設定）の対象とならない事業及び事業化を直接目的としない調査事業を除く。

- 一 大規模事業
事業費が10億円以上の基盤・施設整備事業で、事業が終了した日から2年又は6年を経過した日の属する年度が令和元年度であるもの
- 二 ソフト事業
総事業費が1千万円以上の事業で、令和元年度に終了したもの

3 事後評価の実施主体

事後評価は、評価対象終了事業を所管する課長（以下「終了事業所管課長」という。）が実施する。

4 事後評価の観点及び評価項目

事後評価は、有効性及び効率性の観点等から実施する。

- 一 「有効性の観点からの評価」は、住民満足度等の状況及び事業目標の達成状況から、別表4（1）に定める基準に基づき実施する。
- 二 「効率性の観点からの評価」は、事業の経済性の妥当性から、別表4（1）に定める基準に基づき実施する。
- 三 「総合評価」は、前2号の評価結果を踏まえ、別表4（2）に定める基準に基づき総合的に実施する。

5 事業の効果の把握

（1）効果の把握の方法

事後評価においては、事業の効果を測定するために設定された指標の目標の達成状況を把握することにより、当該事業の効果を把握する。ただし、指標が設定されていない事業にあっては、事業対象者の満足度や行動量の実績を把握することなどによりその効果を把握する。

（2）効果の把握の方法等の明示

効果の把握の方法や効果の把握に用いたデータ等の出典、効果の把握の時期について評価調書に明らかにする。

6 県民意見を取り入れた評価の実施方法及び県民意見の把握方法

アンケート調査やヒアリング等により住民満足度を把握して有効性の観点からの評価に反映させるものとする。

7 事後評価の実施の時期

終了事業所管課長は、5月20日までに実施する。

8 評価調書

(1) 評価調書の様式

事後評価に用いる評価調書は、別紙様式5「終了事業事後評価調書」とする。

(2) 評価調書の点検等

総務課長は、終了事業所管課長が作成した終了事業事後評価調書を点検し、必要に応じて助言を行う。

9 事後評価結果の反映

終了事業所管課長は、評価の結果を、当該事業により施設等を整備した場合にあっては施設の管理・運営に、それ以外の場合にあっては将来の類似事業の企画立案に反映させるものとする。

10 事後評価結果の活用

終了事業所管課長は、評価の結果を、当該事業を含む基本方針や計画策定の際の検討資料として活用するものとする。

(別表 4) 事後評価の基準

(1) 各評価項目の判定基準

観点	評価項目	判定基準	配点	評価結果
ア有効性	一 住民満足度等の状況	a 住民満足度等を的確に把握しており、満足度も高い	2	A : 有効性は高い (4点) B : 有効性はある (1～3点) C : 有効性は低い (0点)
		b 住民満足度等を把握しているが、手法が的確でない又は満足度等が低い	1	
		c 住民満足度等を把握していない	0	
	事業目標の達成状況	a 目標値に対する達成率が全て100%以上	2	
		b a、c以外の場合	1	
		c 目標値に対する達成率のいずれかが80%未満	0	
イ効率性	一 事業の経済性の妥当性	a 当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した値(注)が全て1.0以上	2	A : 効率性は高い (2点) B : 効率性はある (1点) C : 効率性は低い (0点)
		b a、c以外の場合	1	
		c 当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した値のいずれかが0.8未満	0	

(注) 当初計画時と事業終了後の事業効果比較の算定式

$$\left(\frac{\text{事業終了後の効果}}{\text{最終事業費}} \right) \div \left(\frac{\text{当初計画時の効果}}{\text{当初計画事業費}} \right)$$

上式で、「事業終了後の効果」とは最終事業年度の「指標実績値」を、「当初計画時の効果」とは最終事業年度の「指標目標値」をいう。

「事業終了後の効果」が、累積数値の場合は最終年度数値で、累積数値でない場合は「全体」欄に記載した数値とする。

(2) 総合評価の判定基準

評価結果	判定基準
A (妥当性が高い)	全ての観点の評価結果が「A」判定の場合
B (概ね妥当である)	総合評価結果が「A」又は「C」以外の場合
C (妥当性が低い)	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合

第五 政策等の評価結果等の公表について

1 評価調書の公表

- (1) 公表の事務
政策評価、施策評価、事業評価に係る評価調書及び目的設定表については、総務課長がこれを公表する。
- (2) 公表の方法
公表は、県政情報資料室で閲覧を供するとともに、秋田県公式ウェブサイトに掲載する。
- (3) 公表の時期
公表は、次の各号に掲げる評価の対象毎に、当該各号に定める日までに公表する。

一 政策評価	9月末日
二 施策評価	9月末日
三 事業評価（中間評価・事後評価）	9月末日
四 当初予算に係る目的設定表	3月末日
五 補正予算に係る目的設定表	予算案の議会議決後速やかに公表

2 政策等の評価の実施状況及び政策等の評価結果の政策への反映状況に関する報告書（以下「報告書」という。）の作成及び公表

- (1) 報告書の作成主体
総務課長は、政策等の評価について結果を取りまとめ、7月中旬までに総合政策課長へ提出する。総合政策課長は、他の評価結果と併せて、知事の報告書として作成する。
- (2) 報告書の様式
条例第8条に規定する政策等の評価の実施状況及び評価結果の政策等への反映状況に関する報告書は、別紙様式6「政策等の評価の実施状況及び評価結果の政策等への反映状況」により報告する。
- (3) 公表の実施主体及び公表の時期
教育委員会は、知事が報告書を作成して、議会に提出した後、速やかにこれを公表する。
- (4) 公表の方法
報告書の公表は、秋田県公式ウェブサイトに掲載する。

3 県民意見への対応

公表した事項に関して県民から寄せられた意見・要望等については、当該政策等を所管する課が適切な対応を図るとともに、政策評価委員会に意見の概要を報告し、評価制度の改善につながるようその活用に努める。

第六 その他政策等の評価の実施に関し必要な事項について

1 秋田県政策評価委員会への諮問に関する事項について

政策評価委員会への諮問事項は、政策等の評価結果及び評価制度とする。

2 政策等の評価結果の政策等への反映の実効性を高めるための仕組みの整備について

政策等の評価結果の政策等への反映の実効性を高めるため、評価調書において、評価結果の政策等への反映状況を明らかにする。

政策評価（令和 2 年度）

政策評価調書

戦略○					
幹事部局名		評価者		評価確定日	

1 政策の目標（目指す姿）

--

2 政策を取り巻く社会経済情勢

--

3 政策を構成する施策の推進状況

3-1 施策評価の結果

施 策	施策評価の結果			
	H 3 0	R 1 (H 3 1)	R 2 (H 3 2)	R 3 (H 3 3)
			—	—
			—	—
			—	—
			—	—
			—	—
			—	—
			—	—

※施策評価の結果:「A」、「B」、「C」、「D」、「E」の5段階で判定した結果

3-2 施策評価の概要

【施策○ー○】
【施策○ー○】

【施策〇－〇】
【施策〇－〇】
【施策〇－〇】
【施策〇－〇】
【施策〇－〇】

4 総合評価結果と評価理由

総合評価	評価理由

- 定量的評価：施策評価結果を点数化して平均点を算出し、「A」、「B」、「C」、「D」、「E」の5段階に判定する。
・施策評価結果の配点 「A」：4点、「B」：3点、「C」：2点、「D」：1点、「E」：0点
・判定基準（平均点） 「A」：4点、「B」：3点以上4点未満、「C」：2点以上3点未満、「D」：1点以上2点未満、「E」：1点未満
- 定性的評価：施策の推進状況等から判定する。
- 総合評価：定量的評価を踏まえた上で、定性的評価を考慮して、総合的な観点から「A」、「B」、「C」、「D」、「E」の5段階に判定する。

5 県民意識調査の結果

満足度 質 問 文	評価年度(R2)の満足度(割合%)						3期プラン(4年間)の満足度(平均点)			
	十分 (5点)	おおむね 十分 (4点)	ふつう (3点)	やや 不十分 (2点)	不十分 (1点)	わからない ・ 無回答	R1 (H31)	R2 (H32)	R3 (H33)	R4 (H34)
施策〇-〇										
施策〇-〇										
施策〇-〇										
施策〇-〇										
施策〇-〇										
施策〇-〇										
施策〇-〇										
調査結果の認識、取組に関する意見等										

※端数処理の関係で満足度の割合の合計は100%にならないものもある。

6 課題と今後の対応方針

施策	課題（戦略の目標達成に向けた課題など）	今後の対応方針（重点的・優先的に取り組むべきこと）
○-○		
○-○		
○-○		
○-○		
○-○		
○-○		
○-○		

※課題と今後の対応方針の各施策の詳細については、施策評価調書を参照

※●は県民意識調査結果に関する課題と今後の対応方針

7 政策評価委員会の意見

--

施策評価（令和2年度）

施策評価調書

戦略			
施策〇ー〇			
幹事部局名		担当課名	
評価者		評価確定日	

1 施策のねらい（施策の目的）

--

2 施策の状況

2-1 代表指標の状況と分析

							施策の方向性	
代表指標①	年度	現状値 (H28)	H29	H30	R1 (H31)	R2 (H32)	R3 (H33)	備考
	目標							
	実績							
	達成率							
出典:		指標の判定						
分析 (推移、実績・達成率、順位等)	順位等	全国						
		東北						

							施策の方向性	
代表指標②	年度	現状値 (H28)	H29	H30	R1 (H31)	R2 (H32)	R3 (H33)	備考
	目標							
	実績							
	達成率							
出典:		指標の判定						
分析 (推移、実績・達成率、順位等)	順位等	全国						
		東北						

※ 指標の判定基準

「a」：達成率 $\geq$ 100% 「b」：100% $>$ 達成率 $\geq$ 90% 「c」：90% $>$ 達成率 $\geq$ 80%「d」：80% $>$ 達成率 又は 現状値 $>$ 実績値(前年度より改善) 「e」：現状値 $>$ 実績値(前年度より悪化)

「n」：実績値が未判明

2-2 成果指標・業績指標の状況と分析

成果・業績指標①							施策の方向性	
年度	現状値 (H28)	H29	H30	R1 (H31)	R2 (H32)	R3 (H33)	備考	
目標								
実績								
出典:	達成率							
分析 (推移、実績・達成率、順位等)	順位等	全国						
		東北						

成果・業績指標②							施策の方向性	
年度	現状値 (H28)	H29	H30	R1 (H31)	R2 (H32)	R3 (H33)	備考	
目標								
実績								
出典:	達成率							
分析 (推移、実績・達成率、順位等)	順位等	全国						
		東北						

成果・業績指標③							施策の方向性	
年度	現状値 (H28)	H29	H30	R1 (H31)	R2 (H32)	R3 (H33)	備考	
目標								
実績								
出典:	達成率							
分析 (推移、実績・達成率、順位等)	順位等	全国						
		東北						

2-3 施策の取組状況とその成果（施策の方向性ごとに記載）

(1)	【	課】	指標	

(2)	【	課】	指標	

(3)	【	課】	指標	

(4)	【	課】	指標	

(5)	【	課】	指標	

(6)	【	課】	指標	

3 総合評価結果と評価理由

総合評価	評価理由

● 定量的評価: 代表指標の達成状況から判定する。

「A」: 代表指標が全て「a」、「B」: 代表指標に「b」があり、「c」以下がない、「C」: 代表指標に「c」があり、「d」以下がない

「D」: 代表指標に「d」、「e」を含む。ただし、「E」、「N」に該当するものを除く、「E」: 代表指標が全て「e」、「N」: 代表指標に「n」を含む

● 定性的評価: 成果指標・業績指標の達成状況を踏まえた上で、施策の取組状況とその成果、外的要因等から判定する。

■ 総合評価: 定量的評価を踏まえた上で、定性的評価を考慮して、総合的な観点から「A」、「B」、「C」、「D」、「E」の5段階に判定する。

4 県民意識調査の結果

質問文						
		調査年度	R1 (H31)	R2 (H32)	R3 (H33)	R4 (H34)
満足度						前年度比
満足度	肯定的意見					
	十分 (5点)					
	おおむね十分 (4点)					
	ふつう (3点)					
	否定的意見					
	やや不十分 (2点)					
	不十分 (1点)					
	わからない・無回答					
平均点						
調査結果の認識、取組に関する意見等						

※端数処理の関係で満足度の割合の合計は100%にならないものもある。

5 課題と今後の対応方針

施策の 方向性	課題(施策目標達成に向けた新たな課題、環境変化等 により生じた課題 など)	今後の対応方針(重点的・優先的に取り組むべきこと)

※●は県民意識調査結果に関する課題と今後の対応方針

6 政策評価委員会の意見

--

7. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

指標名	指標の種類											
指標式	☐ 成果指標 ☐ 業績指標											
①年度別の目標値(見込まれる効果)	低減目標指標 ☐ 該当 ☐ 非該当											
指標	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	最終年度				
目標a												
実績b												
b/a												
東北及び全国の状況												
②データ等の出典												
③把握する時期												
指標名	指標の種類											
指標式	☐ 成果指標 ☐ 業績指標											
①年度別の目標値(見込まれる効果)	低減目標指標 ☐ 該当 ☐ 非該当											
指標	30年度	1年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	最終年度				
目標a												
実績b												
b/a												
東北及び全国の状況												
②データ等の出典												
③把握する時期												
④指標を設定することができない場合の効果の把握方法												
①指標を設定することが出来ない理由												
②見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)												

1次評価		評価結果
事業の効果(事業目標は達成されているのかどうか) 適用の可否		☐ 可 ☐ 不可 ☐ 達成率80%未満 ☐ 達成率80%未満 ☐ 達成率80%未満
有効性の観点		☐ A ☐ B ☐ C
1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否		☐ 可 ☐ 不可 ☐ 達成率80%未満 ☐ 達成率80%未満 ☐ 達成率80%未満
1 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否 2 コスト削減のための取組状況 3 コスト削減に向けた具体的な取組内容又は取組んでいない理由		☐ A ☐ B ☐ C
2 事業の経済性の妥当性(費用対効果の対前年度比) 適用の可否		☐ A ☐ B ☐ C
2次評価		評価結果
必要性-A-B-C 有効性-A-B-C 効率性-A-B-C		☐ A継続 ☐ B改善して継続 ☐ C見直し ☐ D廃止 ☐ E終了
2次評価は実施しませんが、評価システム上、記載欄が残ります。		☐ A継続 ☐ B改善して継続 ☐ C見直し ☐ D廃止 ☐ E終了
評価結果の当該事業への反映状況等(対応方針)		☐ A継続 ☐ B改善して継続 ☐ C見直し ☐ D廃止 ☐ E終了
政策評価委員会意見		

7. 事業の効果及び課題の改善状況										所管課の評価				評価結果
住民満足度の状況										☐ a	☐ b	☐ c		
【b又はcの場合の分析】														
8. 事業の効果把握するための手法及び成果の状況														
指標Ⅰ	指標名									指標の種類				
	指標式									☐ 成果指標 ☐ 業績指標				
	①年度別の目標値及成果（見込まれる効果）	低減目標指標	○該当	○非該当										
	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度	全体					
	目標a													
	実績b													
	b/a													
	②データ等の出典													
	③把握する時期	☐ 当該年度中	月	☐ 翌年度	月	☐ 翌々年度	月							
	指標名									指標の種類				
指標式									☐ 成果指標 ☐ 業績指標					
指標Ⅱ	①年度別の目標値及成果（見込まれる効果）	低減目標指標	○該当	○非該当										
	指標	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度	全体					
	目標a													
	実績b													
	b/a													
	②データ等の出典													
	③把握する時期	☐ 当該年度中	月	☐ 翌年度	月	☐ 翌々年度	月							
	④指標を設定することが出来なかった場合の効果の把握方法													
	①指標を設定することが出来なかった理由													
	②成果（見込まれる成果）													
										総合評価				
										事業の経済性の妥当性				評価結果
										☐ a 1.0～ ☐ b 0.8～1.0 ☐ c ～0.8 （事業終了後の効果） 最終事業費				☐ A 1.0～ ☐ B 0.8～ ☐ C ～0.8
										適用の可否 ☐ 可 ☐ 不可 【評価への適用不可、又はb、cの場合の理由】				
										☐ A（妥当性が高い） ☐ B（概ね妥当である） ☐ C（妥当性が低い）				
										評価結果の類似事業の企画立案への反映状況等				
										政策評価委員会意見				

終了事業事後評価判定点検表

（様式 5－1）

（１）各評価項目の判定基準

観点	評価項目	判定基準		点 数	1 次	2 次	評価結果				
ア有効性	一 住民満足度の状況	a	住民満足度等を的確に把握しており、満足度も高い	2			A：有効性は高い （４点） B：有効性はある （１～３点） C：有効性は低い （０点）				
		b	住民満足度を把握しているが、手法が的確でない又は満足度が高くない	1							
		c	住民満足度等を把握していない	0							
	二 事業目標の達成状況	a	目標値に対する達成率が全て１００％以上	2					1 次		2 次
		b	a、c 以外の場合	1							
		c	目標値に対する達成率のいずれか一つが８０％未満	0							
	計						4				
イ効率性	一 事業の経済性の妥当性	a	当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した値（注）が全て１．０以上	2			A：効率性は高い （２点） B：効率性はある （１点） C：効率性は低い				
		b	a、c 以外の場合	1							
		c	当初計画時と事業終了後の事業効果を比較した値のいずれか一つが０．８未満	0							
	計						2				

（注）事業経済性の算定式

（事業終了後の効果／最終事業費）／（当初計画時の効果／当初計画時事業費）

上式で、効果とは事業の効果を把握するために設定した指標値をいう。

効果を表す数値は、累積数値の場合は最終年度数値で、累積数値でない場合は「全体」欄に記載した累積数値とする。

上記については、システム上変更できないが次のとおり読み替えるものとする。

上式で、「事業終了後の効果」とは、最終事業年度の「指標実績値」を、「当初計画時の効果」とは、最終事業年度「指標目標値」をいう。「事業終了後の効果」は、累積数値の場合は最終年度数値で、累積数値でない場合は「全体」欄に記載した数値とする。

（２）総合評価の判定基準

総合評価の区分	判定基準	総合評価	
A（妥当性が高い）	全ての観点の評価結果が「A」判定の場合		
B（概ね妥当である）	総合評価結果が「A」又は「C」以外の場合		
C（妥当性が低い）	全ての観点の評価結果が「C」判定の場合		

[実施機関を記載]

政策等の評価の実施状況及び
評価結果の政策等への反映状況

[評価の種類（名称）を記載]

ア 実施状況

① 対象

② 実施時期

③ 評価に用いたデータ等

④ 評価に用いた観点及び判定基準

イ ○○評価結果の概要及び評価結果の反映状況

政策評価等の年間スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県民意識調査	県民意識調査実施											
政策評価委員会	評価の結果の審議											
制度改善部会	評価制度の改善検討											
評価説明会												
事業(中間)評価	●政策・施策・事業 制度の見直し等											
	●実施計画公表 及び配布	事業(中間)評価 事業所管課長 5月20日	次年度実施計画の検討									
施策評価	議会への報告 県民への公表 ○評価の実施状況 ○評価結果の政策等への反映状況											
政策評価	重点施策推進方針											
事業(事後)評価	事後評価 5月20日											
目的設定表	各議会の議決後速やかに公表 9月補正 12月補正 2月補正 3月31日までに公表											
予算編成	R3年度当初 予算編成方針 予算編成											

作業手順(フロー図)

政策評価、施策評価、事業評価

